

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
医政発第 0628012 号 平成 17 年 6 月 28 日 (一部改正 平成 19 年 2 月 23 日 平成 19 年 3 月 30 日 平成 22 年 6 月 4 日 <u>平成 27 年 3 月 31 日</u>) 各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について (略) 第 1 (略) 第 2 省令の内容及び具体的な運用基準 1～22 (略) <u>23 都道府県を経由した事務手続を希望する都道府県の取扱い</u> <u>地域における臨床研修施設の研修状況を把握するため、希望する都道府県は、以下(1)に定める事務書類を都府県経由で厚生労働大臣に提出する方法を選択することができる。</u> <u>(1) 都道府県を経由して提出することのできる事務書類は、以下のとおりとする。</u> <u>ア 臨床研修施設の指定の申請</u> <u>イ 臨床研修施設の変更の届出</u> <u>ウ 研修プログラムの変更又は新設の届出</u> <u>エ 臨床研修施設の年次報告</u> <u>オ 臨床研修施設の指定の取消しの申請</u> <u>(2) 都道府県経由での事務手続を希望する場合は、以下のとおり行う。</u> <u>ア 都道府県は、毎年 4 月 30 日までに管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に対し、都道府県を経由して提出する事務の種類及び事務ごとの病院から都道府県への提出期限を申請する。</u> <u>イ 地方厚生局健康福祉部医事課が、アの申請内容を確認する。</u>	医政発第 0628012 号 平成 17 年 6 月 28 日 (一部改正 平成 19 年 2 月 23 日 平成 19 年 3 月 30 日 平成 22 年 6 月 4 日) 各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について (略) 第 1 (略) 第 2 省令の内容及び具体的な運用基準 1～22 (略) (新設)

<u>ウ 都道府県は、臨床研修施設に対し、都道府県に提出する事務の種類及び事務ごとの都道府県への提出期限を通知する。</u> <u>エ 都道府県は、申請した各事務について、臨床研修施設から提出された書類に形式的な不備がないか確認し、本通知に定める期限までに地方厚生局健康福祉部医事課に提出する。</u> <u>2.4 施行期日等</u> (略)	<u>2.3 施行期日等</u> (略)
---	---------------------------------